市民立法「チェルノブイリ法日本版」への挑戦

柳原　敏夫氏（弁護士）の講演を聞いて

2019年9月19日、東京地裁は福島原発事故における業務上過失致死傷罪を問う裁判で、「被告人無罪」の判決を下しました。あらゆる事態を想定し事故の防止に努めるべきは第一に事業者の責任であるのに、その責任を免罪しようというのです。日本の裁判はそして法律は、一体誰のためにあるのか。そうした憤りのなかで考えるのは、今年5月に柳原敏夫弁護士を囲んで学習会を開いた「チェルノブイリ法日本版」のことです。あらためて学習会の内容を振り返ります。

チェルノブイリ法では汚染地区からの「移住」が基本

「チェルノブイリ法」とは、1986年に旧ソ連で起きた原発事故の5年後、被災者の救援や汚染区域の管理のために、ソ連邦、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアで制定された法律です。空間線量と土壌汚染の双方を基準に避難・補償・保養などの区域が定められ、対象地区の人々は定期的な健康診断が無料で受けられるようにしました。また、この法律に基づいて、医薬品の支給や非汚染地域での一時療養支援、避難者の公営住宅への優先入居や新しい職業の斡旋なども行われました。

汚染区域では年間1mSV（ミリシーベルト）超で「移住の権利」が発生し、年5mSVでは「移住の義務」が発生します。日本では年20mSV以下なら帰還準備区域とされていますから、基準のゆるさはチェルノブイリ法の4分の1から20分の1。チェルノブイリ法で立ち入り禁止ゾーンとされる区域が、日本では避難指示解除準備区域とされ、事実上帰還が奨励されているのです。

チェルノブイリ法では「移住」が基本なのに、日本は「居住・帰還」が原則。避難者への冷遇は、こうした政策の結果ともいえます。

予防原則と平等原則に立って被災者を救済する

放射能災害における被災者救済の原理原則を確立するため、日本でもチェルノブイリ法をモデルにした日本版の法律・条例を制定しようという動きがあります。その一つが、柳原敏夫弁護士らが取り組む「市民が育てる『チェルノブイリ法日本版』の会」です。

同会が構想する「チェルノブイリ法日本版（以下、日本版）」の特徴は、予防原則と平等原則に立って事前の一律救済を目指すこと、「子ども・被災者支援法」のような抽象的な理念法ではなく、具体的な法律を目指すこと、人権侵害に対する国の責任を明確にし、その責任を法律に明示すること――などにあります。

放射能の人体への影響は現在の科学・医学の水準では分からないことが多くあります。とりわけ低線量被曝についてはまだ分からないことだらけです。危険が検出されないからといって、安全とは言い切れないのです。そこで日本版では「安全が積極的に証明されない限り、人々の命を守る」という「予防原則」の考え方を明文化しようとしています。

また「平等原則」に則って、放射能災害から命と健康と生活が保障される権利があることをすべての人に認め、それを法律の前文に謳うことを想定しています。

3・11後の分断を超えて、生き延びるために

柳原弁護士が学習会で強調したのは、この法律の制定を国や自治体に慈悲を乞うようにお願いするのではなく、「無数の市民の連合する力で、勝ちとらなければならない」ということでした。本家のチェルノブイリ法も制定運動を主導したのは職業政治家ではなく、権利擁護に立ちあがった被災地住民や事故収束のために駆り出された作業者やその遺族たちでした。

柳原氏は、対人地雷禁止条約、情報公開法、東京都公害防止条例など、内外の市民立法の歴史を振り返りながら、チェルノブイリ法日本版もまた、日本各地の自治体で地元市民と議員と首長が協力した条例制定からスタートし、その運動の実績を丹念に積み上げていくべきだと語りました。

「3・11は私たちにとっては一種の戦争のようなもの。その戦災の現実にショックを受け、現実逃避したり、呆然としている場合ではない。原発事故＝戦争を忘れさせようという勢力がいるなら、私たちは事故を永遠に記憶にとどめ、社会的分断を超えて結束し、生き延びなければならない」と、柳原氏は言います。そのための手立ての一つとして、チェルノブイリ法日本版があるのです。